

ぐんまフィルムコミッション映像作品制作等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県（ぐんまフィルムコミッション）が実施する、映像作品制作等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 群馬県内で行われる映画、ドラマ、ドキュメンタリー及びアニメーション等（以下「作品」という。）の撮影又は制作（以下「制作等」という。）に係る経費の一部を補助することにより、群馬県内における大型作品の誘致及び制作等の可能性、経済効果及びPR効果を実証するとともに、将来的な群馬県内のデジタル・クリエイティブ産業の創出及び振興することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす作品の制作等とする。

(1) 劇場、テレビ又はインターネット配信等の媒体で広く公開（以下「公開等」という。）される商業的な映像作品の制作等であって、交付決定の日から5年以内に公開が予定又は決定されているもの。

① 実写（群馬県内で制作等するもの）

ア 映画

イ ドラマ

ウ ドキュメンタリー

② アニメーション（群馬県内が作品の主要な舞台として複数箇所登場するもの）

(2) 作品の制作等経費のうち、群馬県内に本社、本店、支社、支店、事務所又は事業所等を有する法人若しくは居住する個人（以下「県内事業者」という。）に対して支出する別表1又は別表2に掲げる補助対象経費の総額が1,000万円以上の作品であること。

(3) 作品を公開等したことの実績を証明する成果品等を提出できるものであること。

(4) 成人向け作品でないこと（これに準ずるものを含む。）。

(5) 特定の政治的・宗教的な宣伝を意図する若しくは当該立場を主張又は誹謗中傷する作品でないこと（これに準ずるものを含む。）。

(6) 内容が著しく公序良俗に反すると判断される作品でないこと。

(7) 作品の視聴者が特定の人に限られ、広く一般に公開されない作品でないこと。

2 前項の規定によるほか、知事が特に必要と認めたもの。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1項に定める作品の制作等を行う国内に所在する団体で、次の各号のいずれにも該当し、補助対象事業の実施を担保できるものとする。

(1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体

(2) 本業務を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等に

についての十分な経理・管理能力を有している団体（次のアからウまでを満たしていること。）

ア 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

イ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

ウ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は補助対象者としない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用しているもの。

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っているもの。

（３）群馬県税が課税されている団体で、対象となる群馬県税の滞納があるもの。

（４）交付申請時点において、群馬県の競争入札参加停止措置を受けているもの。

（補助対象期間）

第５条 補助対象期間は、交付決定があった日を開始日とし、申請のあった日の属する年度の３月７日までとする。ただし、３月７日以降の経費の発生が見込まれる場合は、事前に協議を行う。

（補助対象経費及び補助率）

第６条 補助対象経費は別表１又は別表２のとおりとし、補助率及び１件当たりの補助金の上限額は次の各号に定めるところとして、予算の範囲内で決定する。なお、補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、かつ支出が完了しているものとする。ただし、前条により事前に協議を行った場合は、この限りではない。

（１）補助率 ２分の１

（２）補助上限額 ２，０００万円

（３）加算額 群馬コンベンションセンター（Ｇメッセ群馬）の展示ホールを１日以上撮影利用する作品の場合の補助額は、第１号の補助率を乗じて得た額に１０分の１を加算した額とする。この場合において、第２号の補助上限額は２，２００万円とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第７条 この要綱により補助金の交付を受けようとする補助対象者は、以下の各様式の書類を添えて群馬県知事（以下「知事」という。）へ提出しなければならない。

① 交付申請書（様式第１号）

② 事業計画書（様式第２号）

③ 支出計画書（様式第３号）

④ 申請者の定款

⑤ 申請者の登記事項証明書

⑥ 直近の決算書

⑦ 申請者の県税納税証明書（滞納がないことの証明書）

⑧ 暴力団等の排除に関する誓約書

⑨ 作品の企画書

⑩ 制作スケジュール表

⑪ 役員名簿

⑫ 申請者及び過去の実績が分かる概要資料

⑬ その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があった場合には、審査の上で、補助金の交付の可否を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により、補助金の交付の可否を交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 知事は補助金の交付に当たり、補助対象者へ次の条件を付すものとする。

（1）次に掲げる事項に協力すること。

① クレジット表記

作品のエンドロール、ポスター及びチラシ等のPR素材に指定するクレジットを表記すること。

② 撮影画像等の提出

群馬県が作成する資料等に掲載するための作品の画像データを提出し、使用を許諾すること。

③ PR動画の制作

作品の監督又は主演キャストによる群馬県のPRを目的とした動画を制作すること。なお、当該動画は作品のPRにも資するものとし、動画の長さは別に定める。

④ サインの提供

主要なキャストのサインを提供すること。

（2）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

① 事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）

② 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（3）補助金に関する収入及び支出を明確にした帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（4）同一作品において、国、群馬県、他の自治体等による補助金等を活用する場合は、それぞれの申請において対象経費が重複することのないよう、経理を明確にしなければならない。

（5）補助金の交付を受けた後、群馬県及びぐんまフィルムコミッションが行う調査に協力しなければならない。

（6）撮影等を行う際は、関係法令を遵守するとともに、現場での安全管理に十分に留意しなければならない。

（7）事業終了後に、群馬県が行うアンケート及びヒアリング等に協力すること。

（8）その他、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

（交付決定事項等の変更）

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業の制作等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付決定事項等変更申請書（様式第5号）、その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書等の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、交付決定事項等変更承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知する。

3 次の各号に該当する場合は交付決定事項等変更申請書の提出を要しない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助対象経費の額の変更が、30%以下である場合

(状況報告)

第10条 知事は必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の支払いが完了した日から2か月以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い日までに以下の書類を添えて知事に提出しなければならない。

① 事業実績報告書(様式第7号)

② 支出した経費の事実を証明する領収書等の証票書類(写しを含む。)

③ 経費支出総括表(様式第8号)

④ 経費支出明細書(様式第9号)

⑤ 人件費算出表(補助対象経費に人件費を含む場合)

⑥ その他知事が必要と認める書類

2 事業の遅延等により前項の期日までに必要な書類の提出ができないときは、第9条第1項により、当該年度の2月末日までに補助対象期間の延長を申請することができる。

3 補助対象者は、対象作品の公開等が決定されたときは、作品の電子データとともに、速やかにその旨を補助対象事業公開等報告書(様式第10号)により知事へ報告しなければならない。なお、公開等後、興行成績又は視聴率等についても知事に報告するものとする。

4 前項の報告は、第7条第3項の交付決定のあった日から5年以内に行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は前条第1項による事業実績報告書及びその他知事が必要と認める書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付金額確定通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の通知後、補助対象者からの補助金請求書(様式第12号)の提出により、補助金を交付するものとする。ただし、知事が、事業の終了前に交付することが必要と認めるときは、第7条第3項の交付の決定後、補助対象者からの概算払請求書(様式第13号)による請求により、同条同項で定める様式第4号で通知した補助金交付金額の5割以内の範囲で概算額を交付することができる。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第14条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助金申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合

(3) 補助金の交付条件に合致しないことが判明した場合

(4) 事業を中止し、又は廃止した場合（当該状況に至ったと知事が認める場合を含む。）

(5) 作品が、交付決定の日から5年以内に公開等されないことが明らかになった場合（第11条第3項に規定する報告ができない場合を含む。）。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のため、不可能となった場合で知事が認める場合は除く。

(6) 前5号までの規定のほか、知事が補助金の交付について不適当と認める場合

2 知事は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付している時は、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(事業の公表)

第15条 本事業に採択された作品に係る情報は、原則として公表される。ただし、機密情報等については、公表時期等について個別に協議を行う。

(委任細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

(別表1) 実写

補助対象経費となるのは、群馬県内で制作等する実写（映画、ドラマ、ドキュメンタリー）の、県内事業者に支払った次に掲げる経費とする。

対象経費		基準等
宿泊費	作品制作関係者の撮影のために必要な宿泊に要する経費等	県内宿泊施設に限る。1人1泊あたり税抜12,000円を上限とする。
食事費	作品制作関係者の撮影のために必要なロケ弁当、ケータリング、キッチンカー等の費用等	1人1食あたり税抜1,380円を上限とする。
施設使用料	撮影用の施設使用料等	県内に所在する施設に限る。
人件費	撮影スタッフやエキストラ等に要する人件費等	・作品制作に係る費用に限る。 ・群馬県内の企業に属する者又は群馬県内在住の個人に発注した費用に限る。
機材費	撮影用機材のレンタル・リース費用等	
美術費	撮影に要する大道具・小道具・衣装、セットの建て込み費等の美術費等	セット等の資材費、工事費等を含む。
交通費	鉄道運賃（特急料金を含む）、高速料金	出発地又は目的地を群馬県内とする交通費に限る。
車両費	撮影で県内を移動するために要する車両のレンタル費、燃料費、駐車料金等	
編集用機材費	撮影に要する記録媒体の購入費等	1品当たり1万円以上5万円未満の物品に限る。
作品用素材制作費	作品に使用するCG等の素材制作費等	
プリプロダクション費・ポストプロダクション費	撮影前後に行う編集等のプリプロダクション・ポストプロダクションに係る費用（視覚効果（VFX）に要する費用を含む）等	
その他	その他知事が必要と認めた経費	

注1 上記対象経費のうち、その性質に照らして補助対象経費とすることが適当であると認められないものは対象外とする。

2 常時雇用者の人件費については、本作品制作に係る人件費を合理的な計算により算出すること。この場合、算出根拠も提出すること。

なお、総務部門や社内管理部門など、作品制作と直接関わりのない人件費は対象外とする。

3 ロケハン又はシナハンのために要する宿泊費、食事費、車両レンタル費、燃料費、駐車料金を含む。

(別表2) アニメーション

補助対象経費となるのは、群馬県内が作品の主要な舞台として複数箇所登場するアニメーション制作のために、県内事業者に支払った次に掲げる経費とする。

対象経費		基準等
原画制作費	デザイン費、絵コンテ費、レイアウト費、美術・設定費、原画費、動画費、3DCG制作費、撮影費等の原画制作に要する経費等	
人件費	制作スタッフ等に要する人件費等	・ 作品制作に係る費用に限る。 ・ 群馬県内の企業に属する者又は群馬県内在住の個人に発注した費用に限る。
プリプロダクション費・ポストプロダクション費	撮影前後に行う編集等のプリプロダクション・ポストプロダクションに係る費用(視覚効果(VFX))に要する費用を含む)等	
ロケハン費・シナハン費	制作に向けたロケハン又はシナハンに要する経費等	宿泊費、食事費、車両レンタル費、燃料費、駐車料金に限る。なお、宿泊費及び食事費の上限額は別表1に準じる。
その他	その他知事が必要と認めた経費	

注1 上記対象経費のうち、その性質に照らして補助対象経費とすることが適当であると認められないものは対象外とする。

2 常時雇用者の人件費については、本作品制作に係る人件費を合理的な計算により算出すること。この場合、算出根拠も提出すること。

なお、総務部門や社内管理部門など、作品制作と直接関わりのない人件費は対象外とする。